

第1章 序論

1. 両市町を取り巻く現状と合併の必要性

(1) 地方分権の進展への対応

平成12年4月に施行された地方分権一括法、さらには平成19年4月に施行された地方分権改革推進法により、市町村に対して様々な権限移譲が行われ、国・県・市町村の役割が大きく変わりつつあります。今後、市町村においては、さらに新しい分野における専門的な事務の発生も予想されるなど、市町村に要求される事務の質は高度化し、その量は増大していくことが想定されます。

また、国においては道州制ビジョン懇談会や地方分権改革推進委員会などにおいて、国と地方の役割分担の見直しなどが論議されており、今後、地方には国からの自立と、自己決定と自己責任に基づくまちづくりが強く求められてきます。このようなことから、市町村は、自ら施策を企画・立案し実行する能力の向上と、事業を自ら選択して実施するための財政基盤の強化など、一定の規模・能力（権限、財源、人材）を確保し、地方分権社会の到来にふさわしい行財政体制を整備しなければなりません。

(2) 少子高齢社会への対応

わが国は、平均寿命が80歳を超える世界一の長寿国となった半面、出生率は年々低下しており、急速に高齢化が進行するとともに本格的な人口減少社会を迎えるなど、人口構成が大きく変化しています。

植木町においては、国勢調査人口で、昭和60年28,679人、平成7年30,823人、平成12年31,235人と増加傾向にありましたが、平成17年では30,772人となり減少に転じました。

また、人口構成を世代別で見ると、総人口に占める年少人口比率（15歳未満の割合）が昭和60年22.8%、平成7年18.3%、平成12年16.4%、平成17年14.7%と減少し、逆に老年人口比率（65歳以上の割合）は昭和60年12.3%、平成7年17.4%、平成12年20.1%、平成17年には22.6%と増加しており、県内や全国平均に比べ速度は遅いものの、急速に少子高齢化が進んでいます。

一方、熊本市の人口は現在のところほぼ横ばいで推移していますが、今後、減少に転じることが予想されており、また老年人口比率も18.6%と全国平均と比較し低い状況にあるものの、高齢化は着実に進行しており、今後ともさらに少子高齢化が進むものと予測されています。

このような中、現在、国において、現行の年金や医療などの社会保障制度や福祉サービスについて抜本的な見直しが検討されています。地方自治体としても、今後、少子高齢社会に対応し、住民一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らせるよう、これまで以上に保健・福祉・医療サービスや子育て支援の充実などが必要となっているため、より効率的で、きめ細かなサービスの提供に必要な人材や財源の確保などが不可欠であり、市町村合併はそのための有効な手段の一つであります。

[第1章] 序 論

(3) 日常生活圏の拡大への対応

モータリゼーションの発達や情報通信手段の高度化に伴い、通勤・通学、買物(商圈)、医療など、住民の日常生活圏は、居住する市町村の枠を越えて拡大しています。

熊本市と植木町は、地形的には九州縦軸の大動脈である国道3号や県道熊本原坂線などで結ばれており、植木町民の熊本市への通勤・通学率は22.3%(平成17年国勢調査報告書)、また、熊本市内で商品を購入する割合も32.3%(平成15年度熊本県消費動向調査報告書)となっているなど、熊本市のベットタウン的要素を深めつつあります。一方、植木町の中心市街地は熊本市に隣接しており、熊本市民も植木町内の商店や飲食店を日常的に利用するなど、両市町の日常生活における結びつきは強く、既に生活圏としての一体性が確立されています。

このような状況の中、両市町は、玉東町、玉名市(旧天水町)とともに、「熊本北部エリア広域観光協議会」を設置し、わが国最後にして最大の内戦である『西南の役』の歴史を背景にした観光面での連携に取り組んでいるほか、熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会など、様々な分野で広域連携に取り組んでいるところです。

今後は、さらに幅広い分野で市町村の枠を越えた対応が求められているところであり、両市町は協力して、日常生活圏全体を単位とした一体的・総合的なまちづくりを展開する必要があります。

(4) 行政ニーズの多様化・高度化への対応

人々の生き方や価値観については、生活水準の向上や自由時間の増大、ライフスタイルの変化などを背景に多様化しており、環境、教育・文化・スポーツ、保健・福祉・医療など様々な分野において、行政に対する要求も多様化・高度化しています。それに伴い市町村においては、新たな行政サービス需要や高度な施策要求などに的確に対応していくための専門的、弾力的な行政運営が求められています。

このような状況の中、熊本市と植木町が一体となり、財源の確保や人材の育成に努め、さまざまな行政ニーズへの対応を図っていく必要があります。

(5) 厳しい財政状況への対応

国や地方自治体の長期債務残高(いわゆる借金)は年々増加しており、平成20年度末でおよそ778兆円にも上ると見込まれ、主要先進諸国の中でも最悪の水準であり、財政健全化は喫緊の課題となっています。

特に、地方財政に関しては、いわゆる国の三位一体の改革により国から税源移譲が行われたものの、地方交付税改革により交付税総額が大幅に抑制されたため、地方自治体は極めて厳しい財政運営を余儀なくされています。

このような中、植木町においては、財政の健全性を表す各種指標のうち、財政の余裕の度合いを示す財政力指数は近年高くなっているものの、財政の柔軟性を示す経常収支比率は平成19年度決算において99.0%となっており、類似団体や県内市町村の平均値より高く、財政硬直化が進行しています。また、公債費に係る財政負担の程度を示す実質公債費比率も年々上昇傾向にあります。

[第1章] 序 論

一方、熊本市においては、平成15年度に策定した行財政改革推進計画に基づく財政健全化に向けた取り組みにより、地方債残高は平成11年度をピークに年々減少しており、現在では住民一人当たりの残高について中核市平均程度まで回復し、また、市の貯金である財政調整基金も100億円を超え中核市平均を上回るなど、財政健全化に向けた取り組みを着実に進めています。

しかしながら、今後とも大幅な景気回復は見込めず税収の伸び悩みが予想されるとともに、地方交付税なども先行き不透明であり、さらに、少子高齢化が進行する中で、社会保障費などの扶助費は増加傾向にあることから、今後とも厳しい財政状況が続くことが予想されます。

このような状況の中、新しい時代にふさわしい地方自治を確立するためには、行財政基盤の強化が急務であり、効率的な組織への再編と運營業務の見直しを図り、行政サービスの水準を維持しつつ、低コストでの事業体制を整えていかなければなりません。

そこで、住民に直結した最も身近な基礎自治体である市町村として、より主体的、自立的、個性的な魅力あるまちづくりを推進するため、市町村合併によって、効率的な行政運営の確立と行財政基盤の強化を図ることは、両市町の将来の発展に大きく寄与することとなります。

(6) 新しい熊本都市圏づくりへ、政令指定都市の実現

平成23年春に九州新幹線鹿児島ルート^{※1}の全線開業が予定されており、博多から熊本までは約35分^{※1}、関西圏からは約3時間^{※2}で結ばれるという時間短縮効果により、商圏の飛躍的な拡大や、観光客をはじめとした交流人口の増加が期待され、両市町においてもさらなる飛躍の契機となることが期待されます。しかし、一方では、福岡都市圏や鹿児島都市圏をはじめ、九州内での都市圏間競争の激化が予想され、この競争に勝ち残っていくためには、九州における熊本都市圏の拠点性を高めていく必要があります。

このような状況に対応するためには、熊本都市圏を構成する市町村が連携・協力しながら、それぞれの地域の魅力や特性を最大限に生かし、九州中央の拠点としての「新しい熊本都市圏づくり」を進めていく必要があり、その重要な役割を担うのが熊本市と植木町であるといえます。

これらの取り組みを迅速かつ強力で進めていくためには、熊本都市圏を構成する16市町村でまとめた「熊本都市圏ビジョン」の中で示されているように、熊本都市圏内に現在の地方自治制度の中で最も権限と財源が充実した「政令指定都市」を実現する必要があります。

このような状況を踏まえ、熊本市と植木町が合併し、一体的なまちづくりを進めることにより、熊本都市圏内に政令指定都市を実現することは、新市はもとより、熊本県、さらには九州全体の将来の発展に大きく寄与するものです。

※1 ……最高速度260km/h走行で途中駅に停車をせず直行した場合。

※2 ……平成17年度3月ダイヤ改正時の最速500系「のぞみ」による所要時間。
博多駅での停車および乗り換え時間を除く。

[第1章] 序 論

2. 計画の策定方針

(1) 策定の趣旨

本計画は、熊本市と植木町との合併後の新市のさらなる飛躍をめざし、円滑な運営を確保するとともに、均衡ある発展を図ることを目的として策定します。

(2) 基本方針

①熊本市及び植木町が策定しているそれぞれの「総合計画」をはじめ、都市計画や各種まちづくり計画及び国・県の計画など、既存計画との整合性を図るとともに、政令指定都市実現後の将来を展望し、新市が進むべき方向性を示す計画とします。

②新市のまちづくりに対する住民の期待やニーズの適切な反映に努めます。

③合併後の新市づくりに必要な施策・事業や公共施設などの配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域のバランスや財政計画との整合に留意します。

④財政計画については、地方交付税、国・県の補助金、地方債などの財源を明確にした上で、健全な財政運営を基本に策定します。

(3) 計画の構成

本計画は、新市が抱える特性を踏まえたまちづくりの基本的な方向及びめざすべき将来像などを描く「まちづくりの基本方針」、これに基づき、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業を体系的にまとめた「新市の施策」、計画の推進に向けて取り組むべき事項をまとめた「基本計画の推進に向けて」、公共的施設の適正配置や整備に関する基本的な考え方をまとめた「公共的施設の適正配置・整備」及び「財政計画」を中心に構成します。

(4) 対象地域

本計画の対象地域は現植木町の地域を中心とします。

(5) 計画期間

本計画の期間は、合併期日の属する年度から10か年度とします。